

全 員 協 議 会

日 時 平成31年3月25日（月）
本会議終了後
場 所 議場

付議事項

- 1 会派の視察報告について
 - ・市民ネット
 - ・新誠風、新風会、みらい21

- 2 その他

会派「市民ネット」

視 察 報 告 書 ①

1. 視察日 平成 31 年 2 月 5 (火) 13 時～15 時
2. 視察先 佐賀県嬉野市
3. 調査事項 「議会だよりの編集について」
4. 参加者 矢田松夫・水津 治・森山喜久
5. 視察の目的

当市の議会だよりを推進するため、町村議会広報表彰の受賞歴のある嬉野市議会だよりの先進地視察（旧嬉野町は全国の町村議会だよりコンクールで 2 位の実績あり）。

発行に当たっては、住民の視点に立って見やすく分かりやすい表現にすることや、一人でも多くの方に理解いただけるような記事の内容作成を心がけている。また、議会報告会（議員とかたろう会）時に、議会の活動内容を伝える上でのツールとして使用。

6. 嬉野市の議会だよりは

1) 編集形態

○スケジュールについて：

- 一般質問後 7 日以内に議事録が配布され、それを基に各議員が原稿を委員会へ提出
- 委員会は、議会終了後翌日から約 1 週間開催され、第 1 稿の原稿を作成し、業者へ提出
- 業者から再校原稿が約 1 週間程度で提出され、その校正を行い再度業者に提出
- 再々校原稿も同様に行われ、校了し、印刷製本
- 納品は校了から約 7 日で納品

・作業配分について：

編集作業：定例会が月末に閉会するため、翌月第 1 週くらいまでのうち約 1 週間で作業

第 1 回校正：第 2 週

第 2 回校正：第 3 週目

納品：月末 26 日まで

市民配布：翌々月初め

○事務局について：

事務局は直接的な編集作業には関与せず、全て議員のみで行っている（議場での録音情報を、文字おこしの業者に委託してゲラを受け取るころまで）

○掲載内容について：

- ・当初予算の概要
- ・補正予算等の概要
- ・決算の概要
- ・請願や陳情
- ・議決された意見書の要旨
- ・議案に対する議員ごとの賛否表（但し、主な議案だけ掲載）
- ・一般質問の質問要旨と答弁要旨
- ・討論の要旨
- ・条例改正
- ・閉会中の付託事件調査の委員会報告
- ・議会交際費の支出状況
- ・政務活動費の支出状況

○議場での発言者の役割について：

- ・一般質問や討論の原稿は議場での発言者が作成

2) 発刊形態

編集作業体制：議会広報編集特別委員会（7 人）を設置し、原稿作成から編集、校正を行う。

〔全議員のうち、正副議長を除き議会広報編集特別委員会と議会活性化特別委員会の 2 つに分けている〕

発刊回数：4 回/年間（定例会ごと）

発刊時期：定例会の翌月末を目途

規格及び ページ数：サイズ→A4 判 4 色刷り（全ページカラー）

平均ページ数→24 ページ（最大 26 ページ、最小 16 ページ）

■ 予算

年間予算：1,814 千円（印刷製本費）

■ 配布の形式

各行政区毎の行政嘱託員により各世帯に配布。9,500 部作成

7. 考察

これら一連の作業を議員の方々が「手作り」で編集作業をされていました。その役割の選定も、18 名の全議員のうち、正副議長を除いた議会広報編集特別委員会（7 人）と議会活性化特別委員会（7 人）に分けており、事実上全員参加の議会だより編集作業となっていました。

また、4 年の任期のうち、2 年おきに特別委員会の再編成が行われ、それぞれの役割分担が変わるため、冊子自体の構成・特徴も大きく変化しておりました。それも版数を重ねるごとにグレードアップをしており、写真のジャンル選定や大きさ、文字の入れ方など、少しでも市民に親しみのある・分かりやすい構成にしようという意気込みを感じました。

会派「市民ネット」

視 察 報 告 書 ②

- 1、視察日 平成 31 年 2 月 6 日（水）午前 9 時～午前 11 時 30 分
- 2、視察先 熊本県山鹿市
- 3、調査事項 「空家バンク制度」
- 4、参加者 矢田松夫・水津 治・森山喜久
- 5、視察の目的

本市の空家対策については、平成 25 年 1 月 1 日に「空家条例」が制定され、その後、空家法が平成 27 年 5 月 26 日に全面施行された。この国の法的根拠に基づき本市の条例が、平成 29 年 6 月 30 日に全面改正された。これらの経緯を踏まえ、空家等対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体又は財産を保護する目的を持って「山陽小野田市空家等対策計画」が、平成 30 年 10 月に示された。

本市は、空家対策の推進や活用促進はこれからであるが、とりわけ、住めなくなる前の「空家」をどのようにして「売り手」と「買い手」とのマッチングを行政が執行していくのか、成果をあげている山鹿市にて具体的な取組について学ぶことにした。

6、山鹿市の空家対策（空家バンク制度）は

- 1) 市防災管理課➡総住宅戸数は 23, 080 戸のうち、空家戸数は 3, 770 戸把握をしているが、空家対策計画の実行そのものは防災管理課が所管している。
- 2) 地域生活課➡空家所有者（売りたい・貸したい）と、空家利用希望者（買いたい・借りたい）を登録させる。契約交渉は、山鹿市と契約を結んだ宅建業協会が行う。登録させるための業務を、地域生活課で所管をしている。主に、地域おこし協力隊員（3 年任期）が担当をしている。ここでは、増え続ける空家を減少させる対策として、住めるうちに利用登録者を増やす事業をしている。
- 3) 空家バンク活用促進事業補助金（50 万円限度）制度を活用し、登録促進、有効活用、市内への円滑な移住を図っている。
- 4) 空家バンク制度の現状として、平成 25 年度～30 年度まで 218 名の利用申請があるものの、空家登録件数が増えない。つまり、空家として財産「放棄」しないで「放置」し続けることにより、住めない・売れない家へと悪い連動となっている。その対策として、空家実態調査や納税通知書封筒裏 面

に「空家バンクに登録しませんか!」と周知活動をしている。また、通年的に空家実態調査を行い、制度利用意向調査をしている。制度導入後の問題点として、家主側に高齢者が多く、家財等の片付け作業ができない。家以外の山林や農地が広すぎて管理できない。利用者側は、申請者には滞納はないが、その他の家族（子ども夫婦他）に滞納がある。また、新たに転入した者が、地域活動に参加するのか不明瞭である。

7、考察

- 1) 本市の空家対策については、市民生活課防犯交通係が①空家の現状調査②市民からの苦情相談③空家の活用など担当をしている。
- 2) また、空家をもたらす問題は多岐に渡り、行政内部の様々な課「防災・衛生・景観・移住・課税」にまたがっている。
- 3) このことから、早急に①庁内検討機関として「空家対策委員会」が設置されているものの、総合的に専門官が対応できる「係」の設置が望まれる。つまり、住めなくなる前の対応が一番である。

視察報告書

- 1 視察日時 平成 31 年 1 月 28 日 10 時 ~ 12 時
- 2 視察先 山口市
- 3 視察事項 交通不便地域対策について
- 4 参加議員 新誠風 笹木慶之、杉本保喜、中村博行
みらい 21 長谷川知司、藤岡修美
新風会 奥良秀、恒松恵子、宮本政志
- 5 報告事項

【 視察の目的 】

合併後、本市同様北部の中山間地区の面積が拡大し、それに伴う交通不便地域対策としてコミュニティタクシーが導入、運行されている。

その運営状況等を調査し、本市の地域公共交通政策に活かすための行政視察である。

【 視察先の状況 】

平成 17 年 1 市 4 町（平成 22 年阿東町を編入）の合併後、地域交通の権威である山口大学教授を委員長として「山口市交通まちづくり委員会」を設置、持続可能なまちづくりへの政策転換が求められ、様々な検討がなされた後、「山口市市民交通計画」が策定された。

それにより事業者（基幹交通）と市民（コミュニティ交通）と行政（連続性の確保）それぞれの役割を明確化する公共交通体系の整備方針を定めた。

それにより、地域が主体となる地域運営組織、運行事業者、行政の三者が協働しながら創り育てるコミュニティタクシーを導入し、交通不便地域の解消に努めている。

また、コミュニティタクシーから生まれた施策であるグループタクシーの導入は利用者の声から、安心感など多くのメリットがあり、信頼される事業となっている。

【 考 察 】

「山口市交通まちづくり委員会」の設置では、行政は資料提出のみに徹し、計画の検討段階から市民とともに、事業者とともに考えていくことを基本に多くの会議を開催したりなどし、「できる限り市民の意見を反映する」をモットーに「山口市市民交通計画」が策定されたことの意義は大きいものがあると思われる。

公共交通体系の整備方針である「基幹交通とそれに接続するコミュニティ交通を整える」についての基本的な考えは本市と変わらないが、市を 11 地区に分け、それぞれの地区に主体性をもたせ、地区にあった運行範囲、運賃など具体的な事項まで求めたことも成功につながった要因と考える。

現在 7 地域で、地域主体のコミュニティタクシーが運行中であるが、コミタクでは効率的な運行が困難な小さな集落が散在している。これらの地域対策として、65 歳以上を対象にした一般タクシーの共同利用による地域コミュニティの活性化を図るため、グループタクシーが導入されたことは副産物とは言え、本市のみならず、交通不便地域の対策として、今後の方向性を示したものとする。

地域に主体性を持たせて実施したコミュニティタクシー、またそこから進んだグループタクシー事業は、同様な地形を有する本市にとって、今後の交通政策を検討する中で大いに参考になるものとする。

また、ここまでに至る担当課の職員の地域に密着した姿勢、努力は相当なものであったと推察される。本市にも今まで以上の研究、努力を求めるものである。提言していきたい。